



床固定式ジブクレーン

取扱い説明書

品番 JBC1037KH
JBC1621KH
JBC1637KH

- この度は、(株)スーパーツール のクレーンを お買い上げ頂き有難うございます。

本書は、ジブクレーンをいつまでも快適にご使用頂く為に、正しい組み立てや取扱い・簡単な保守点検について記載いたしました。

組立前に、必ず、この取扱い説明書をお読み頂き作業の能率アップにお役立て下さい。

*1. ご使用前に必ずよくお読みになり正しくお使い下さい。

警告表示や注意事項を守らないで不適切な取扱をすると事故の原因となる事があります。

*2. お読みになった後は、取扱説明書を大切に保管して下さい。

お願い

本書は、品質改良のために変更があった場合、内容が一部変更することがありますので、ご了承下さい。

⚠危険 ご使用される前に

ジブクレーンを安全・快適にご使用頂く前に、日常の管理と次の注意事項をお守り頂き、末永くご愛用下さい。

1. ご使用されるホイストは、必ず、ロードリミッター付きのクレーンの容量に合った巻上機を取り付けてください。
クレーン表示容量は、**つり上げ荷重**です。
(巻上機・吊具質量を含むクレーンに負荷できる荷重です。)
2. ジブクレーンのつり上げ荷重以上は、絶対に吊り上げないで下さい。
3. アームの旋回範囲内に障害物を置かないで下さい。
4. アームの旋回半径は、240度程度です。旋回はゆっくり行い、吊り上げ時、吊り荷が揺れないようにして下さい。大きく揺れますと容量以上の荷重がクレーンに働き、破損につながる場合があります。
5. 使用範囲内に立ち入る時は、必ずヘルメットを着用して下さい。
6. 吊り荷の下には、絶対に立ち入らないで下さい。
7. 車や走行クレーン・フォークリフト等で引っ掛けたり当てたりしないで下さい。
8. 使用しない時は、アームを壁際に折りたたんで、流れない様にして下さい。
9. ボルト・ナットによる組み立て箇所は、長年使用しますと緩みが起こる場合があります。使用前に確認してご使用下さい。(マーキングによる目視確認など)
10. 点検基準に基づいて、各部の点検を行って下さい。
11. 絶対に改造は、しないで下さい。(保証・保険の扱いが出来なくなります。)

警告表示の意味

危険：取扱を誤った場合、危険な状態が起こり、死亡又は重傷を受ける可能性が想定される場合。

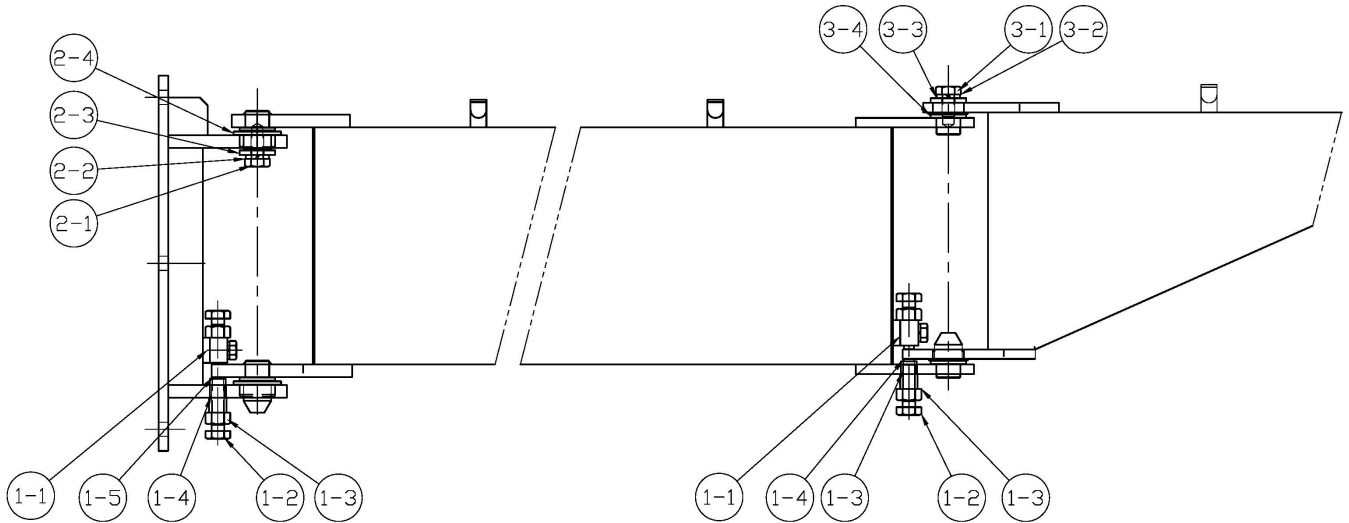
△注意：取扱を誤った場合、危険な状態が起こり、中程度の障害や軽傷を受ける可能性が想定される場合及び、物的障害の発生が想定される場合。

なお、**△注意** に記載した事項でも状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容を記載しておりますので、必ず守って下さい。

2. 部品リスト

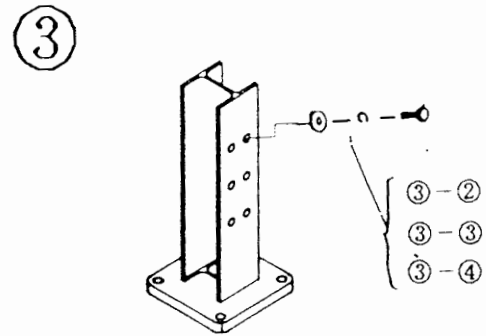
お届けしたケースの中には、次のパーツが収納してあります。組立手順に従いながら開封して下さい。

(部品は組み立てて出荷しておりますので、設置時に部品をなくさない様ご注意ください。)

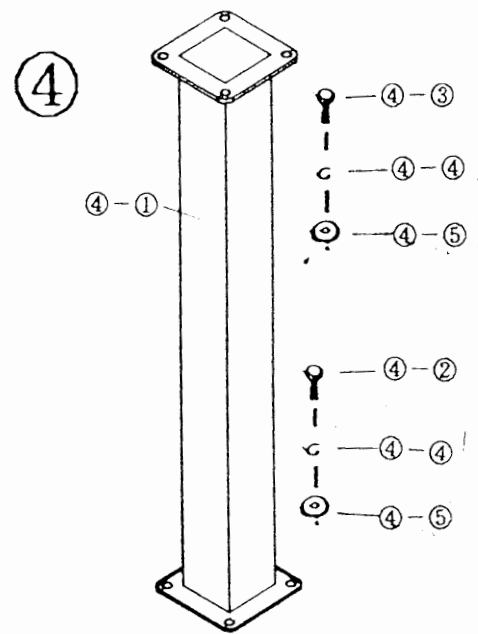


| 部品番号 | 品名・サイズ | 数量 |
|------|--------------|----|
| 1-1 | ブレーキ本体 | 2 |
| 1-2 | 六角ボルト M16×35 | 4 |
| 1-3 | 六角ナット M16 | 4 |
| 1-4 | ウレタン棒 | 4 |
| 1-5 | ブレーキロッド | 4 |
| 2-1 | 六角ボルト M16×25 | 1 |
| 2-2 | SW M16 | 1 |
| 2-3 | 座金 51×17 t=6 | 1 |
| 2-4 | SAF3520 | 2 |
| 3-1 | 六角ボルト M16×25 | 1 |
| 3-2 | SW M16 | 1 |
| 3-3 | 座金 51×17 t=6 | 1 |
| 3-4 | SAF3520 | 2 |

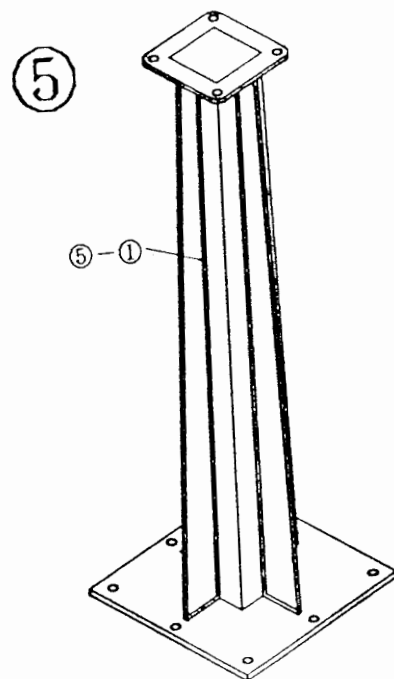
| 部品番号 | 部品名称 | 数量 |
|------|-------------------|----|
| ③ | 取付柱部 | 一式 |
| ③-① | 取付柱 | 1 |
| ③-② | 取付柱組立ボルト (M16×55) | 6 |
| ③-③ | スプリング座金 (16) | 6 |
| ③-④ | 六角ナット (M16) | 6 |



| 部品番号 | 部品名称 | 数量 |
|------|-------------------|----|
| ④ | 継ぎ柱部 | 一式 |
| ④-① | 継ぎ柱 | 1 |
| ④-② | 継ぎ柱組立ボルト (M20×60) | 4 |
| ④-③ | 継ぎ柱組立ボルト (M20×60) | 4 |
| ④-④ | スプリング座金 (20) | 8 |
| ④-⑤ | 六角ナット (M20) | 8 |



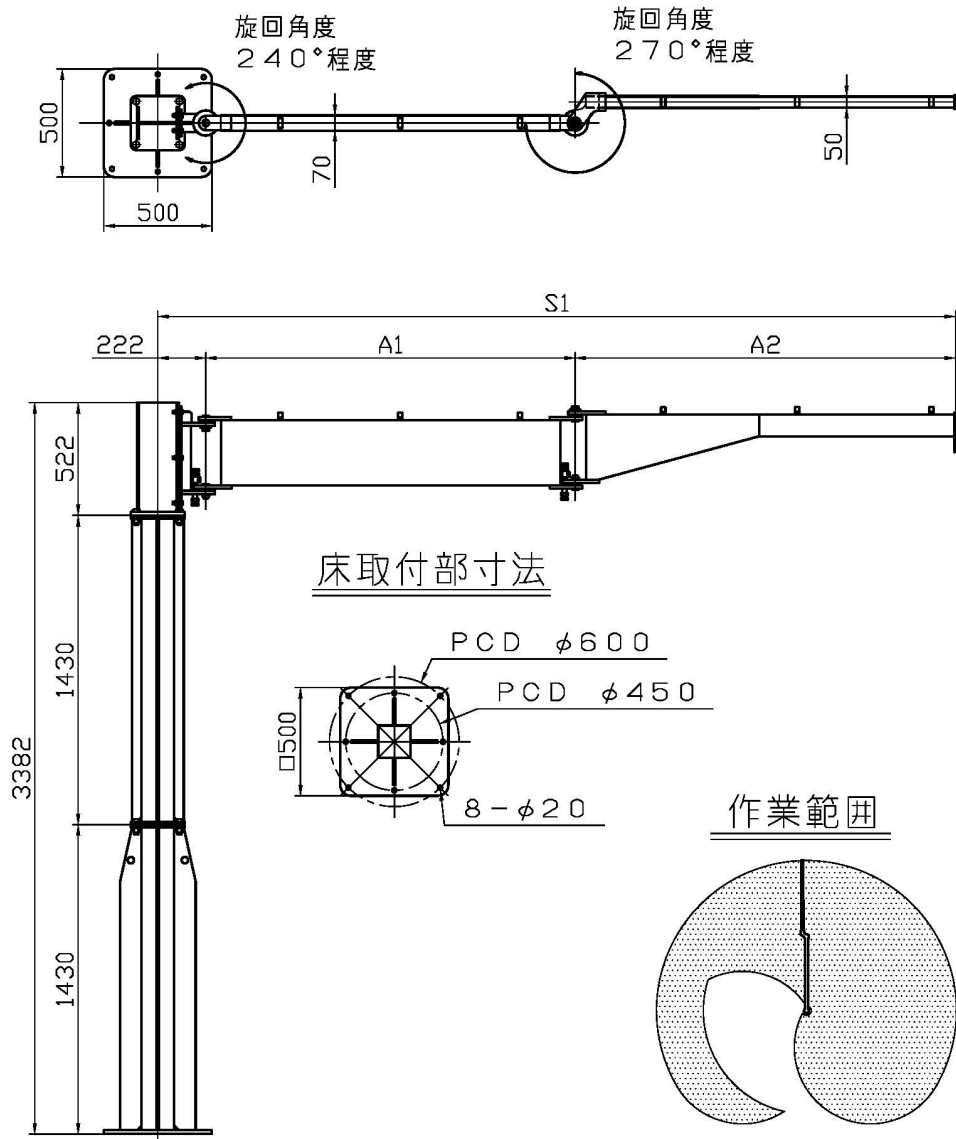
| 部品番号 | 部品名称 | 数量 |
|------|------|----|
| ⑤ | 固定柱部 | 一式 |
| ⑤-① | 固定柱 | 1 |



3. 組立する前に

仕様

| 品番 | 容量 | 質量 | 取付部旋回角度 | アーム部旋回角度 |
|-----------|-------|-------|---------|----------|
| JBC1037KH | 100kg | 266kg | 240°程度 | 270°程度 |
| JBC1621KH | 160kg | 246kg | 240°程度 | 270°程度 |
| JBC1637KH | 160kg | 286kg | 240°程度 | 270°程度 |



寸法表

(mm)

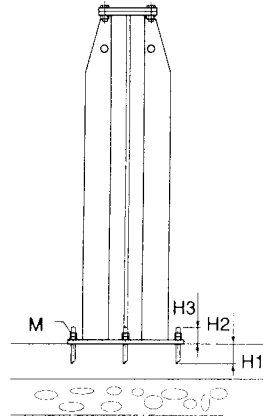
| 品番 | S1 | A1 | A2 |
|-----------|------|------|------|
| JBC1037KH | 3690 | 1709 | 1759 |
| JBC1621KH | 1949 | 875 | 852 |
| JBC1637KH | 3690 | 1709 | 1759 |

4. 床に固定柱を取付ける

既存のコンクリート床に設置する場合

既存の床に固定する場合は、右図に示すようにケミカルアンカーを用いて、柱を垂直に建てて下さい。

(床面が傾いている場合は、しっかりとしたライナーで調整して下さい。)



| 品番 | ケミカルアンカー M | コンクリート厚み | H 2 | H 3 | 転倒モーメント |
|-----------|------------|----------|---------|------|-----------|
| JBC1037KH | M16 又はW5/8 | 150mm以上 | 100mm以上 | 60mm | 1110kgf・m |
| JBC1621KH | | | | | 1008kgf・m |
| JBC1637KH | | | | | 1776kgf・m |

- △注意**
- ① コンクリート床には鉄筋(φ 6 mm 以上がピッチ 200 mm で入っていること。)
 - ② コンクリート強度 210kg/cm² 以上あること
 - ③ 設置する床は、ジブクレーンの柱を中心として 3 m² 以上の広さがあること。
 - ④ ケミカルアンカーの施工にあたっては、ケミカルアンカーの取扱説明書を参照し、取付ピッチを正確にだした上、適切に施工すること。

基礎を新しく設置する場合

基礎は、地盤の状態により必要な体積が変化します。必ず専門業者にご依頼の上、沈下や転倒の恐れのない、十分な体積の基礎を施工してください。

△注意

- ① アンカーボルトの取付ピッチは正確に出してください。
- ② アンカーボルトの位置と固定プレートの穴の位置との不一致を引き起こさないため、“テンプレート”を作成の上、テンプレートとアンカーボルトをナットで仮締め、または溶接で直角に固定して基礎中に埋め込むようにしてください。
テンプレートが必要な場合は当社に連絡してください。(別売有償)

⚠危険

1) ご自分でジブクレーン製作や据付はやめて下さい。必ず、専門業者に依頼して下さい。

☆クレーンの落下などのおそれがあり、大変危険です。

2) 溶接作業は、有資格者が行うこと。

3) 電気チェーンブロックをジブクレーンの巻上機として使用した場合は、必ず、アース工事を行って下さい。また、アースのほかに漏電遮断機を電路に取り付けて下さい。

☆アースは、第3種設備工事あるいは特別第3種設備工事を行って下さい。

☆アース及び漏電遮断機の取付け工事は、電気設備技術基準及び内規規定にしたがって下さい。

☆万一漏電した場合の感電事故を防ぐためです。

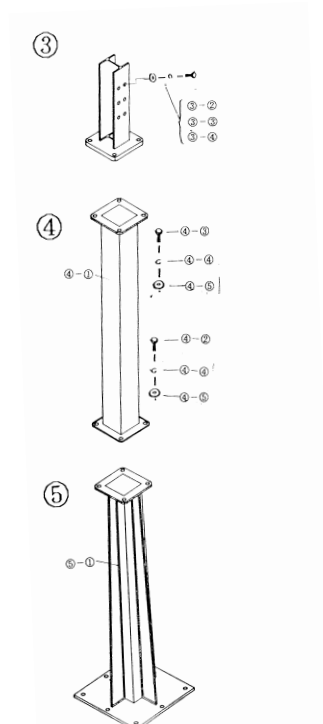
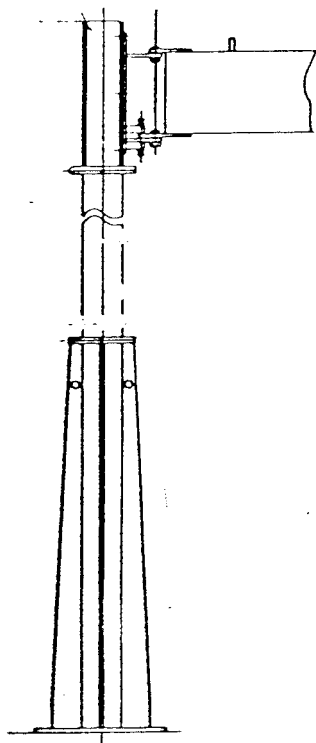
☆詳細は電気チェーンブロックの取説を参照下さい。

5. 組立

- ① 固定柱の据付をして下さい。
- ② 固定柱の据付が終わった後、継ぎ柱についてあるボルト・ナットを取り外して下さい。
- ③ 継ぎ柱と固定柱をM20×60のボルト・SW・ナットで組立て下さい。
- ④ 次に継ぎ柱と取り付け柱をM20×60のボルト・SW・ナットで組立て下さい。

注1) 柱部の取り付けは、重量がありますので充分注意をして指等を挟まない様、組立て下さい。

注2) 柱の組立が終わった後、水準器等で柱が垂直になっていることを必ず、確認してください。柱が垂直に建っていないと、アームが流れたり、使用時、荷の移動がスムーズに行えません。



- ⑤ 次に取付柱と取付プレートをM16×55のボルト・SW・ナットで組立て下さい。
- ⑥ 取付プレートのブレーキ本体を外して下さい。(図-1)
- ⑦ アーム部のアーム取付ボルトを外して下さい。(図-2)
- ⑧ 次にアームをクレーン等で吊り上げ、取付プレートに上からピンを差し込む様に接続して、図-3の様に座金・スプリング座金・アーム取り付けボルトでしっかり組み立てて下さい。

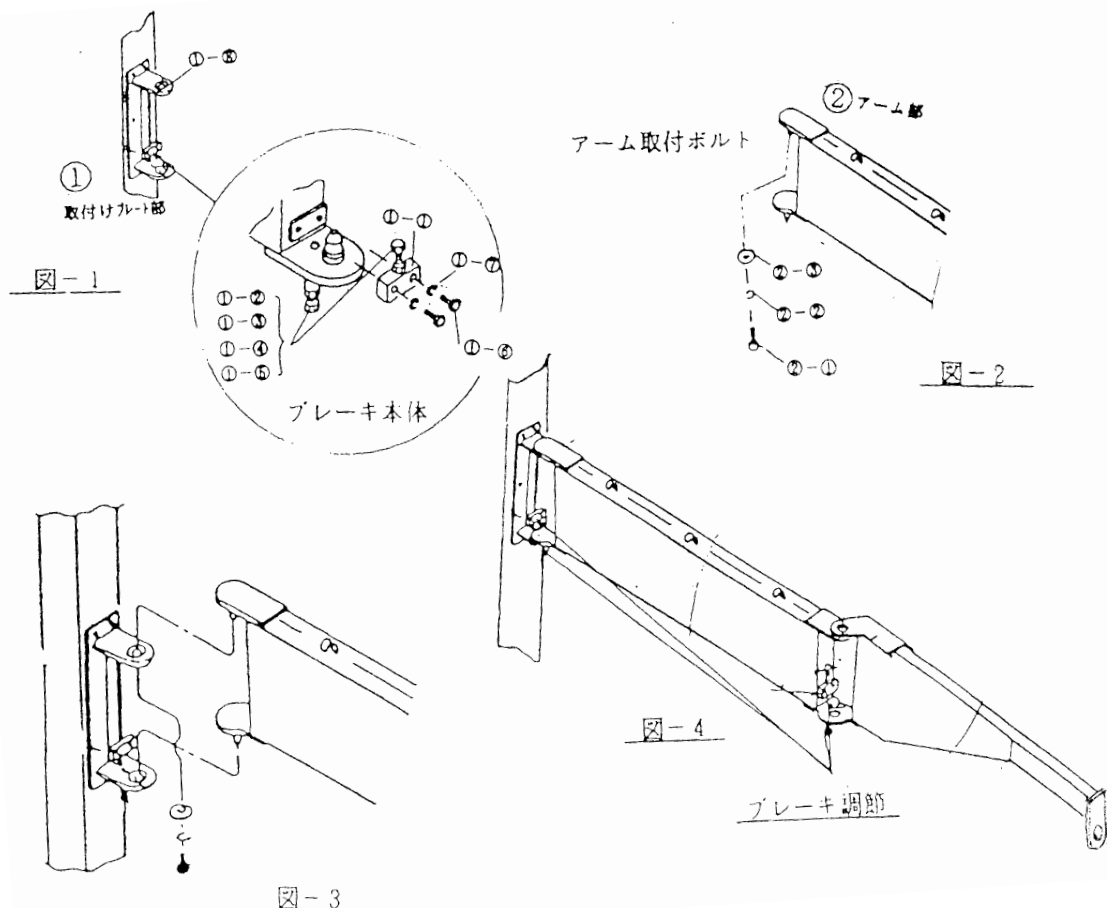
注意;) 取付プレートのプレート側ブレーキのセロテープは、はがしてご使用下さい。

ウレタンゴム・キャップはなくさない様にして下さい。

- ⑨ この状態で一度、アームを延ばしアームが流れないか確認をして下さい。
アームがひどく流れる様でしたら再度、取付プレートを垂直になる様に再組立を行って下さい。(第1アームと第2アームのブレーキをゆるめて行って下さい。)
- ⑩ 再度、取付プレートのブレーキ本体を組立て下さい。(図-4)
- ⑪ 以上で組立は完了です。次にアームのかたさ等をブレーキで調整して下さい。
(調整方法は、ブレーキ調節の頁を参照して下さい。)

又、クレーン等がない場合は、第1アームと第2アームを分解して組立て下さい。

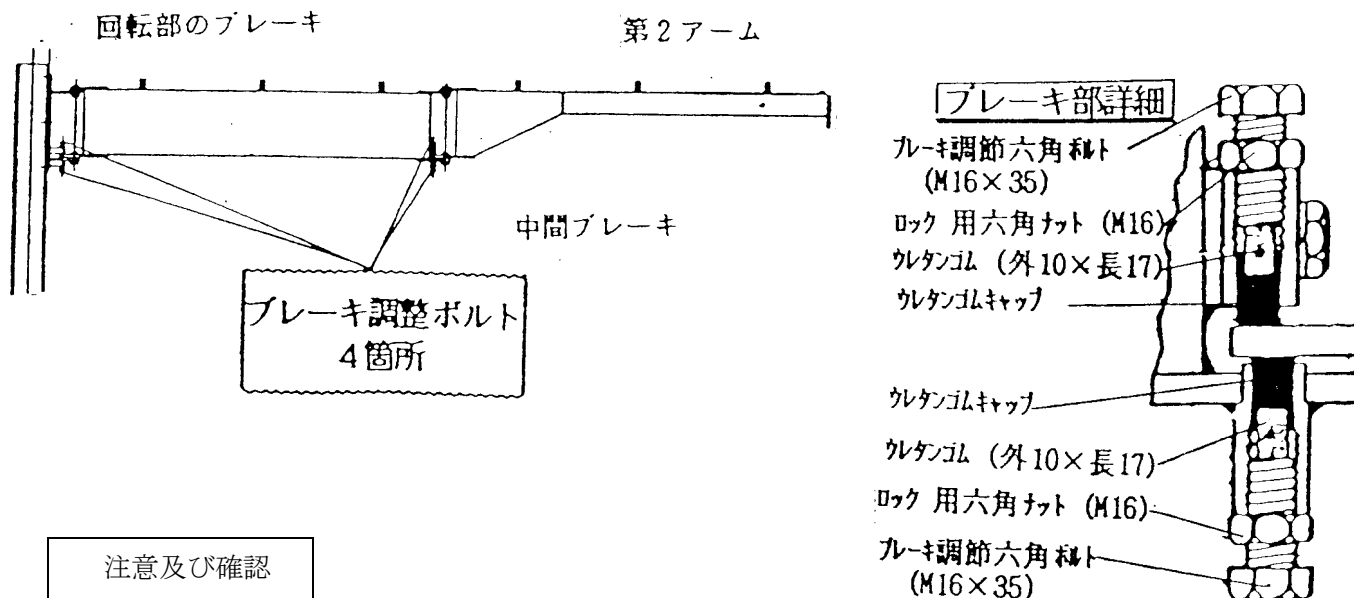
分解して組立の場合は、必ず、ボルト等の締め忘れがないか、部品が残っていないか確認して、確実に組立て下さい。



6. ブレーキの調整

アームを回転させ、ブレーキ調整六角ボルトを締め込みながら調節を行って下さい。

- ① まず、最初に中間ブレーキを第2アームを回転させ、ブレーキ調整六角ボルトを締め込みながら調整して下さい。
上下（2ヶ所）のボルトを均等になる様に締めたり緩めたりしながら調整して下さい。
- ② 次に回転部のブレーキを中間ブレーキと同じ要領で調整して下さい。この時、中間ブレーキよりも回転部のブレーキを“かたいめ”に調整しますとアームがスムーズに動きません。
- ③ ボルトの調整が終わった後、最後にゆるみ止めロック用六角ナットを締めこんで、ロックして下さい。



注意及び確認

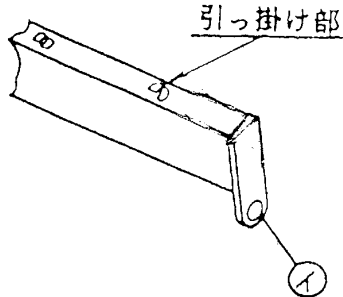
1. アームと柱が垂直に建っているか確認して下さい。
(垂直に建っていないとアームが流れ危険です。又、ブレーキボルトにも余分な締め込みが必要となり、ウレタンゴムの消耗も早くなります。)
2. ブレーキボルトを上下共、均等に締め付けて下さい。
3. ウレタンゴム及びブレーキ部は、消耗品ですので、ブレーキがきかなくなりましたら、新品と交換して下さい。
4. 注油する時は、ブレーキ部にかからない様にして下さい。ブレーキがきかなくなります。

△注意 7. 使用方法

① アーム先端に巻上機を取り付ける場合

④の部分に巻上機のフックを取り付けて下さい。この時、巻上機は、容量に合ったものをご使用下さい。

② 巻上機の電源は、アーム上部にある引っ掛け部にビニールテープ又は、タイラップで止めて下さい。又、曲がる箇所は、余裕を持って設置して下さい。

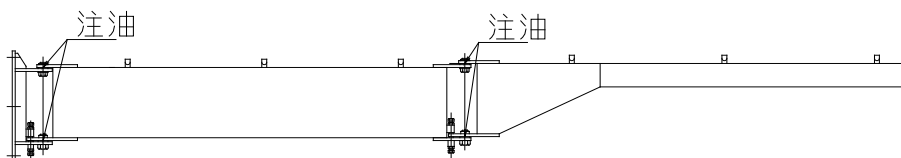


◇危険 8. 保守点検

日常使用前には、必ず、下記点検を行って下さい。

| 点検箇所 | 点検内容 | 毎日 | 1ヶ月毎 | 状況 | 処置 |
|---------|----------------------|----|------|---------------|-------------|
| ブレーキ | 各アームが流れないか | ○ | | ブレーキがきかない | 交換 |
| ボルト・ナット | 各接続部のボルト・ナットにゆるみがないか | | ○ | 緩んでいる 又は紛失 | 増し締め 取替え |
| アーム | アームに曲がりはないか | | ○ | 10mm以上の曲がり | 廃却 |
| | 溶接の割れは無い | | ○ | ある | 廃却 |
| 柱部 | 各接続部のボルト・ナットにゆるみがないか | | ○ | 緩んでいる 又は紛失 | 増し締め 取替え |
| | 曲がりはないか | | ○ | 10mm以上の曲がり | 廃却 |
| | 溶接の割れは無い | | ○ | ある | 廃却 |
| 注油 | 注油を行って下さい | | ○ | | |

注油箇所（注油はブレーキにかからない様にして下さい。ブレーキがきかなくなります。）



注油はスプレーオイル等で行って下さい。

それぞれ点検の結果、異常が発見されたときは、直ちに使用を中止し、廃却するか、メーカー点検を行って下さい。

使用開始日: 年 月 日

製造番号:

容量:

品番:

- 点検記録は前回の点検基準を参考に行って下さい。
- 点検の頻度は各事業所や独自に日時を決めて定期的に行ってください。
- 左記表中の各部品は点検の結果下記の該当する点検内容の記号を記入して下さい。
- 点検の結果、各部品に付くでもXの項目があった場合は使用は出来ません。Xの項目を修理してから再度点検を行い総合判定でOとなった後、使用を再開して下さい。
- クレーン等安全規則の第38条に準じて、巻き上げ装置、ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無、フック等の吊具の損傷の有無等の定期自主点検を行ってください。

年次検査記録

実施日 年 月 日
責任者

積算荷重に相当する荷重の荷による荷重試験の結果、ならびに月別検査項目の検査の結果。

問題点

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨

問題点の処置完了月日、及び処置責任者

処置年月日 処置責任者
① . . .
② . . .
③ . . .
④ . . .
⑤ . . .
⑥ . . .
⑦ . . .
⑧ . . .
⑨ . . .

クレーン等安全規則第38条は第211条の規定により、定期自主点検の記録は3年間以上、保存されていなければなりません。

| 記号 | 点検内容 |
|----|----------------|
| L | 点検して異常がなかった |
| T | 給付整備をしておいて異常なし |
| L | 注油をしておいて異常なし |
| C | 清掃をしておいて異常なし |
| O | 部品を交換して異常なし |
| X | 使用限界を超えている |

ジブクレーン自主点検記録

| 項目 | 内容 | 周期 | 年 月 日 | | 年 月 日 | | 年 月 日 | |
|--------------|------------------|-----|-----------|----|-------|---|-------|-----|
| | | | 良 | 不良 | 修理日 | 良 | 不良 | 修理日 |
| 固定柱(K) | 1 アンカーボルトのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| | 3 フランジ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 4 固定床面の状況 | 6ヶ月 | | | | | | |
| 継柱(K) | 1 ボルト・ナットのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| | 3 フランジ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| 回籠部(K) | 1 ボルト・ナットのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| | 3 フランジ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| 回籠柱(K) | 4 ベアリングの異常 | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 5 ベアリングの注油 | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 6 プレーキボルトの摩耗 | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 1 ボルト・ナットのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| 回籠部(H・HF・HC) | 3 フランジ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 1 ボルト・ナットのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| アーム部(共通) | 3 プッシュ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 4 プッシュ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 5 プッシュの注油 | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 6 プレーキボルトの摩耗 | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 7 ピンの曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 8 ロールピンが抜けてはいないか | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 1 ボルト・ナットのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| 中間アーム(共通) | 3 フランジ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 4 アームの"ヘコミ" | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 1 ボルト・ナットのゆるみ | 1ヶ月 | | | | | | |
| | 2 溶接の割れ | 6ヶ月 | | | | | | |
| | 3 フランジ部の曲がり | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 4 プッシュ部の摩耗 | 3ヶ月 | | | | | | |
| | 5 プッシュの注油 | 3ヶ月 | | | | | | |
| 6 プレーキボルトの摩耗 | 1ヶ月 | | | | | | | |
| 7 ピンの曲がり | 3ヶ月 | | | | | | | |
| | | | 検査実施責任者及び | | | | | |
| | | | 検査総括責任者の印 | | | | | |

株式会社 **スーパーツール**
<https://www.supertool.co.jp/>



- | | | | | |
|--------|-----------|---------------------------------|---------------------|------------------|
| □本社・工場 | 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地 | TEL.072-236-5521(代) | FAX.072-236-5785 |
| □大阪支店 | 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地 | TEL.072-236-5526(代) | FAX.072-236-3817 |
| □東京支店 | 〒142-0041 | 東京都品川区戸越3丁目4-18 ゴールドステージビル4F | TEL.03-5750-2341(代) | FAX.03-5750-2347 |
| □名古屋支店 | 〒460-0026 | 名古屋市中区伊勢山1丁目2-4 | TEL.052-323-0701(代) | FAX.052-323-0720 |
| □札幌 | 〒003-0029 | 札幌市白石区平和通3丁目北4-20 | TEL.011-864-3581 | FAX.011-864-3590 |
| □仙台 | 〒984-0831 | 仙台市若林区沖野2丁目8-5 | TEL.022-294-1922 | FAX.022-285-1513 |
| □新潟 | 〒950-0855 | 新潟市東区江南2丁目6-2 | TEL.025-287-5353 | FAX.025-287-6003 |
| □北関東 | 〒337-0004 | さいたま市見沼区卸町2丁目6-9 | TEL.048-682-5000 | FAX.048-682-5059 |
| □広島 | 〒733-0012 | 広島市西区中広町2-14-27 | TEL.082-293-5570 | FAX.082-293-5531 |
| □福岡 | 〒812-0016 | 福岡市博多区博多駅南3-10-23 | TEL.092-431-1897 | FAX.092-431-1909 |